

長浜水道企業団建設工事等入札執行要綱

(趣旨)

第1条 企業団発注建設工事、委託・コンサルタント業務および物品調達（以下「建設工事等」という。）の入札執行については、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(入札執行者等)

第2条 入札は、入札執行者が行うものとする。

2 入札執行者は、局長とし、局長に事故あるときまたは欠けたときは総務課長とする。

(入札の公開)

第3条 入札の執行は、公開を原則とする。

(質問等)

第4条 入札に関する質問は、指名された者からに限り、工事主管課あて文書(質問書)のみで受け付けることとし、電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けない。

2 回答は、設計価格に結びつく可能性のある内容については、コンプライアンスの観点から回答しない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札執行者は、次に掲げるいずれかに該当する場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

(1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ったと認められるとき。

(2) 入札参加者が不穏な行為をなすとき。

(3) 天災地変その他やむを得ない理由があるとき。

(4) その他入札を公正に執行することができないと入札執行者が判断したとき。

2 入札執行者は、前項の規定により入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめたときは、その理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

(禁止事項)

第5条 入札執行者は、次の事項を入札者および傍聴者に履行させ、違反したと認めるときは退場を命ずることができるものとする。

(1) 入札執行中は、特に必要と認めた場合を除くほか、入札執行室への出入りを禁ずること。

(2) 入札執行中は、私語、放言等を禁ずること。

(3) 入札関係者以外の者の入札執行室への入室を禁ずること。

(4) 酒気を帯びて入札執行室へ入室することを禁ずること。

(5) 入札執行者が特に指示した事項

(入札の辞退等)

第6条 入札執行者は、競争入札において当該建設工事等の入札に参加する者として指名した者で入札執行前に入札を辞退するものがあるときは、入札辞退届を提出させなければならない。

2 入札執行者は、競争入札執行中に入札を辞退する者があるときには、入札辞退届の提出を省略することができる。

3 入札執行者は、入札の辞退等により入札の参加者が1人となるときは、入札執行を取

りやめるものとする。

(入札参加者等の確認)

第7条 入札執行者は、入札執行においては、入札参加者の商号または氏名を呼びあげて出席の有無を確認するものとする。

2 入札執行者は、入札書の提出をする者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出させなければならない。

3 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることができない。

(入札執行宣言等)

第8条 入札執行者は、所定の時刻になったときは、直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者が前項の入札執行宣言した後においては、入札執行者は、当該入札に参加しようとする当該入札参加者を当該入札に参加させてはならない。

(入札書の提出)

第9条 入札は公告または通知書に記載した日時に入札会場へ持参し、入札執行者の指示に従い所定の入札箱に入札書を投函させて行う。

2 入札書は、提出した後は、書き換え、または引き替え、もしくは撤回することができない。

(見積内訳書の徴収)

第10条 入札執行者は、入札参加者に見積内訳書を提出させるものとする。ただし、提出の必要がないと認めるときは、見積内訳書の提出を省略させることができる。

(開札)

第11条 入札執行者は、入札者全員の入札書の提出を確かめたうえ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の8第1項および第167条の13の規定により開札を行うものとする。

2 入札の無効は、長浜水道企業団契約規程(平成22年上水道告示第12号。以下「規程」という。)第18条に定める場合とする。

3 開札の結果、最低入札価格業者が決定した場合は、当該最低入札価格を読み上げなければならない。

4 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、辞退業者、欠席業者、無効業者ならびに失格および無効業者を除いた最低入札金額を読み上げる。

(再度入札)

第12条 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることができる。

2 前項に定める再度の入札は、1件につき2回を限度とする。

3 第1項および第2項の場合において、欠席、辞退または無効であった者は、再度の入札に参加することができない。

4 再度入札において、発表した最低入札価格以上の価格で入札をした者は、失格とする。

5 再度の入札において開札の結果、なお落札者がいない場合は、指名替え等を行うものとする。ただし、緊急の必要等により指名替え等をする暇がない場合においては、無効または失格業者を除き最低の金額で入札した者と随意契約の手続に移ることができる。

(入札終了の宣言)

第13条 入札執行者は、入札を終了したときは、入札終了した旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者は、入札が不調となったときは、不調となった旨の宣言をしなければならない。

(落札者の決定)

第14条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、水道管路工事および舗装工事、その他入札執行者が必要と認める場合において、最低の金額で入札を行った者の金額が、建設改良工事の品質を確保するため、社会通念上企業努力の範囲で品質の確保が困難であるかどうかを確認した後、落札者を決定する。

2 入札執行者は、前項ただし書の規定により最低の金額で入札を行った者の金額が、建設改良工事の品質を確保するため、社会通念上企業努力の範囲で品質の確保が困難であると判断したときは、地方自治法施行令第167条の10および第167条の13の規定に基づき、規程第19条第1項に規定する手続きを経て、落札者を決定しなければならない。

3 前2項の規定による落札者への通知は、落札決定通知書により行うものとする。

4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、第1項ただし書きの確認を行う場合にあっては、施工可能と判断した提案を行った業者の中でクジを行う。

(落札とならないときの報告)

第15条 入札執行者は、落札者が決定しないとき、または第12条第5項により随意契約ができないときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。

(入札の結果)

第16条 入札執行者は、落札者の決定後、直ちにその結果等を公表するものとする。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に公表を行う入札から適用する。